（様式９）

成果有体物（使用貸借・賃貸借）契約書

　貸付人兵庫県公立大学法人（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり成果有体物の（使用貸借・賃貸借）契約（以下「本契約」という。）を締結する。

　（貸借される成果有体物）

1. 甲は、乙に対し、次の成果有体物を（無償・有償）で貸し付ける。

　成果有体物の名称

　成果有体物の数量

　成果有体物の貸付目的　　　　　　　必要事項を適宜追加

成果有体物の管理研究者名

　成果有体物の貸付期間

　（借り受けの代金）

1. 成果有体物の（乙への貸し付けは、無償とする。・借り受けの代金として、乙は、金〇，〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円)を甲に支払うものとし、乙は、その代金を、甲の発行する請求書で指定する日までにその全額を甲に支払わなければならない。なお、銀行口座へ振り込む際の手数料は乙の負担とする。）

　（契約保証金）

第３条　契約保証金は免除する。

　（貸付）

第４条　甲は乙に対し、本契約締結後速やかに、第１条記載の目的の範囲内で使用するために成果有体物を貸し付ける。

２　乙は、成果有体物を善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。

３　乙は、成果有体物を改造その他成果物の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

　（成果有体物の受領）

第５条　乙は、成果有体物を受領したときは、甲に対し借受書を提出するものとする。

　（費用負担）

第６条　乙は、成果有体物の引渡し維持、修理、改造、及び返納に関する費用を負担するものとする。

　（転貸等の禁止）

第７条　乙は、成果有体物を転貸し、又は担保に供してはならない。

２　乙は、成果有体物を指定した場所以外の場所では使用してはならない。ただし、貸付期間内にやむをえない事由により使用場所を変更する場合には、事前に理由書を添えて甲の承認を受けなければならない。

　（成果有体物の返納）

第８条　乙は、成果有体物を貸付期間満了の日までに指定の場所に返納しなければならない。

２　乙が貸付条件に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、乙は、甲の指示するところに従い速やかに返納しなければならない。

３　乙は、返納期日までに成果有体物を返納しなかった場合は、貸付金額を貸付期間で除した額に、返納期日の翌日から返納した日までの日数を乗じた額につき年10.75パーセントの割合で計算して得た額を甲に支払わなければならない。

　（成果物の亡失等）

第９条　乙は、成果有体物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

２　前項の亡失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、乙の負担において補填若しくは修理又はその損害を弁償しなければならない。

　（非保証）

第１０条　成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接、間接損害を問わない。）を負わない。

　（秘密保持）

第１１条　乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され又は開示された成果有体物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するときはこの限りでない。

　一　甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの。

　二　甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの。

　三　提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの。

　四　独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの、ただし、かかる情報が当該第三者によって直接又は間接に甲から得られたものではないこと。

　五　甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの。

　六　裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの。

２　前項の有効期間は、乙が成果有体物を受領したときから、○年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

　（新成果創出の取扱）

第１２条　乙は、成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。

２　乙は、前項の新たな研究開発成果を営利目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

３　前２項の規定は、成果有体物の引渡し後、○年間有効に存続するものとする。

　（成果有体物にかかる実地調査等）

第１３条　甲は、成果有体物について、随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は成果有体物の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができる。

　（契約解除）

第１４条　甲は、乙が第２条に定める借受代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（誠実義務）

第１５条　本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

　（合意管轄）

第１６条　本契約は、日本法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

　この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

神戸市西区学園西町八丁目２番地１

（甲）兵庫県公立大学法人

理事長　〇〇　〇〇　　　印

住　所

（乙）名　称

代表者　　　　　　　　　　　印